

令和 6 年 6 月 24 日現在

機関番号：24302

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K02154

研究課題名（和文）薬物依存のある刑務所出所者に対する中長期的地域生活支援のあり方に関する研究

研究課題名（英文）Mid-long term community based support for ex-offender with drug problems

研究代表者

山野 尚美（YAMANO, NAOMI）

京都府立大学・公共政策学部・准教授

研究者番号：90268748

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：研究課題について欧州諸国の取り組みを踏まえて、ソーシャルワークの立場から検討し、「ハームリダクション（Harm Reduction）」概念の成り立ちと共に、これが薬物問題への対処のトライアンドエラーの経験から生みだされた次善策であることを明らかにした。また欧州麻薬・薬物依存監視センター（EMCDDA）が示すハームリダクションの実践が、現在国内の民間施設等で実施されている支援とは全く異なるものであることを指摘した。そしてスイスの事例を踏まえて、現在進められている地域生活定着促進事業のさらなる成果獲得に向けて、それを担う「場（機関・施設）」「人（専門職）」の充実化が不可避であることを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

スイスの薬物問題への対応の変遷と欧州麻薬・薬物依存監視センター（EMCDDA）が示すハームリダクション（Harm Reduction）の具体的な5つの介入を踏まえたこの概念の明確化、この概念を巡る議論の論点整理、そして国内でのハームリダクション概念の導入および援用にあたっての課題の提示は、国内で広がりつつあるハームリダクション概念についての正確な理解を促す上で有用であると考えられる。また国際的動向に鑑みて今後起こる可能性が皆無とは言い切れない、大麻に関する法規制の見直しや薬物を使用する自由に関する議論に向けては、とりわけスイスにおける対応の変遷に学ぶところは大きい。

研究成果の概要（英文）：The research question was examined from the perspective of social work, drawing on initiatives from European countries and the origins of the concept of 'Harm Reduction'. It was noted that this approach is the result of extensive trial and error in solving related problems. Furthermore, it was pointed out that the practice of Harm Reduction, as presented by the European Monitoring Centre for Drugs and Drug Dependence (EMCDDA), is fundamentally different from the support provided in rehabilitation facilities in Japan. Based on the Swiss case study, it was also emphasized that there is an inevitable need to improve both the "places" (institutions and facilities) and "people" (professionals) involved in achieving further progress in the ongoing projects to support the settlement of people living in the community.

研究分野：社会福祉学

キーワード：ソーシャルワーク Social Work 薬物依存 Drug Abuse Substance Use Disorders 更生保護 ハームリダクション Harm Reduction

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

薬物依存は、ICD-11 (International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems) に記載されているが、その発症原因となる使用薬物の一部は法律で規制されているため、自己使用のみであっても刑罰の対象となりうる。そして有罪となった場合には、医療機関ではなく刑事施設に送られることとなる。

刑務所等での処遇は長らく矯正指導を中核とするものであって、薬物依存という疾病の存在に着目した関わりは、薬物事犯者に対する断薬に向けての働きかけが処遇類型別指導の一環として一部の刑務所で行われるにとどまっていた。しかし、平成 18 年に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律が施行され、薬物依存離脱指導が刑務所内における受刑者の社会復帰のための改善指導として明文化されることとなった。以降、司法領域における薬物依存に注目した処遇は急速に拡大し、保護観察所においても覚せい剤事犯者処遇プログラムや自発的意志に基づく簡易薬物検出検査が実施されることとなった。

そして平成 25 年 6 月に成立した刑法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 49 号)及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成 25 年法律第 50 号)により、平成 28 年 6 月に刑の一部執行猶予制度が施行されることとなったことに伴って、覚せい剤事犯者処遇プログラムは対象を覚せい剤以外の依存性薬物にまで拡大した薬物再乱用防止プログラムへと移行した。

この他、民間施設である更生保護施設についても、平成 25 年に全国 103 箇所のうち 5 カ所が「薬物処遇重点実施更生保護施設に指定され、その後 25 箇所にまで拡大された。また民間の薬物依存リハビリ施設に対しては薬物依存回復訓練の委託が開始されている。

これらの受刑者および刑務所出所者に対する直接的支援に加えて、平成 28 年 12 月には再犯防止推進法が公布・施行され、翌年 12 月に閣議決定された再犯防止推進計画では 7 つの重点課題について、国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取り組みを推進することとされた。こうした一連の薬物依存に注目した処遇の充実化とりわけ、再犯防止をキーワードとして地域にその実践の場を拡大することについては、薬物依存の特徴に鑑みれば評価されるべきものはあるが、それらをどこで、誰が、どのように実施するのかという点について、検討の余地が残されているように見受けられる。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、違法薬物を使用して刑に服した人たちに対する、地域における中長期的支援のあり方について、ソーシャルワークの立場から検討することである。

## 3. 研究の方法

研究方法は次の通りである。①国内外の文献および資料のレビュー ②スイスにおける薬物依存のある人への地域での対応についての視察 ③薬物処遇重点実施更生保護施設における職員、入所者および退所者を対象とするインタビュー調査

なお、2020 年以降の COVID-19 による行動制限の影響により、当初予定した内容の一部を変更している。

## 4. 研究成果

## (1) 諸外国とりわけスイスにおける薬物問題への対処

薬物問題への取り組みに関連する概念として、近年国内でも知られるようになってきている「ハームリダクション (Harm Reduction)」についてその成り立ちを明らかにした。

ハームリダクションに先立つ概念として、Anderson J. E. (1972)が家庭医の臨床における健康リスクの把握と軽減を疾病予防プログラムの開発と関連付けた論文の中で用いた「リスクリダクション (risk reduction)」があり、この概念を薬物使用に関連する問題に用いたのが Des Jarlais, D. C.ら (1985)である。彼らは後天性免疫不全症候群 (AIDS) の2番目に大きなリスクグループとされる注射による薬物使用者による感染リスク低減のために、注射針の共有を防ぐことの重要性を指摘した。

そして、ハームリダクションという概念が最初に表されたのは、Drummond, C.ら(1987)による論文である。これは、英国における AIDS と不適切な薬物使用に関連する問題への対応についての政策分析が示されたもので、①国全体での取り組みの必要性、②一度に全ての問題解決を目指すのではなく、細分化した問題解決の積み重ねの必要性、③国際協力の必要性、④薬物使用に関する刑罰の見直しの必要性、⑤予防効果を高める早期介入のためには、ハームリダクションによる対策は注目に値する、ことなどを指摘するものであった。

また Hart, G.ら(1989)による論文では、「ハームミニマイゼーション Harm Minimization」という用語が用いられた。これは、注射針交換スキーム (needle-exchange schemes) を実施している機関を対象とした調査結果を踏まえて、①オープンアクセスポリシー、②スタッフのコミュニケーション戦略、③ハームミニマイゼーション理念の導入が、注射針交換スキームにおいて不可欠であるとするものであった。

スイスでは、1970年代の薬物使用者の増加とヘロインの過剰摂取による死亡者の続発を受けて、1980年初頭に取締りや刑罰の強化等が行われたが、警察は連邦法を改正内容通りに執行することに苦慮する状態に陥り、特定の場所で薬物の使用と販売を事実上容認するような状況が生じた。同時期に HIV/AIDS の問題が注目されるようになっており、医療関係者の中には過剰摂取者の救急対応や清潔な注射針の配布などの活動に当たる者が出てきた。

こうした状況の中で、政策立案者、警察、保健当局、そして一般市民は、注射針交換プログラムと、安全に注射を使用できる施設すなわちコンサンプションルーム (Consumption Room) の導入という新たな方法の選択を余儀なくされた。これらの試みは、常に論争的となったが、最終的には、国家薬物戦略の基礎と位置づけられた4本柱 (4 pillars) 政策の一部に位置づけられ、同時期に重症の薬物依存者へのヘロインの提供も開始された。

このように、ハームリダクションの概念は、問題解決へのトライアンドエラーの経験から生みだされた、窮余の末の次善策とも言えるものであることが確認された。

## (2) ハームリダクションを巡る議論の経過を踏まえたその意味の再検討

ハームリダクションを巡る議論において、その中核的論点とされてきたのがハームリダクションが断薬を目指していないというものである。

こうした議論の中には、断薬を古い治療戦略とみなし、薬物使用によるリスクの低減を目指すハームリダクションをそれらの代替策のように位置づけて、ハームリダクションか従来の断薬治療かという二者択一に誘導するような立場をとるものが多くみられる。しかし、そうした二者択一による薬物使用者に対する一律的対応ではなく、ハームリダクションを従来の断薬志向の治療・支援を補完するものと捉えて、折衷的立場をとるものもある。

また、断薬ではなくリスク低減を最優先とする立場の中には、自由主義的思想に基づいて薬物

を使用する権利を主張するものもあり、公衆衛生的な観点からはハームすなわち薬物使用の結果もたらされる害を理解し介入を行う人びととの齟齬を生じさせている。

この他、薬物使用を防ぐ手立てとして薬物使用に対する厳罰主義や薬物使用者に対するステイグマの強化に頼ることが、薬物使用者の健康にも社会全体にも悪影響を及ぼす可能性があるとの批判もあり、これらは多くの場合、薬物使用の非犯罪化や薬物に関する規制の廃止を希求する主張として表されている。

しかし、ハームリダクション支持者の主張に対しては、薬物問題の解決策をハームリダクションのみに求めることの危険性を指摘する Mangham (2001) のような主張もある。

一連の議論の経過を踏まえると、今後ハームリダクションが治療・支援、そしてその基礎となる政策や関連する専門職の養成教育に導入される際には、こうしたこの概念自体についての多面的理解を前提とすることが不可欠である。たとえば、欧州麻薬・薬物依存監視センター (EMCDDA) がハームリダクションの介入として挙げているのは、コンサンプションルーム (Supervised drug consumption rooms) や針及び注射器交換プログラム (Needle and syringe programmes) を含む 5 つの方法であり、これらのいずれもが、基本的には対象とする薬物使用者の救命を目的として講じられるものであり、現在国内の民間施設等で実施されている薬物を使用しない生き方の獲得に向けた支援とは異なるものであることなどは、広く知られるべきである。

### (3) 違法薬物を使用して刑に服した人たちに対する地域における中長期的支援のあり方

スイスの経験すなわち政策立案者、警察、保健当局、そして一般市民の試行錯誤の上での選択のプロセスから学ぶところは大きいといえる。薬物使用者とりわけ薬物依存の状態にある人々にとって断薬は容易ではなく、断薬のための介入・支援の方略をガイドラインやマニュアルに集約しうものなのか、それらの内容通りに進めればそれを実践する者の専門とする領域や、教育および経験の程度を問わず成果を上げられるものなのか、またその成果は単年で把握可能なものなのか、などについて、引き続き検討していくことが必要である。

そして薬物使用によって引き起こされる健康被害と、薬物を入手するためのあるいは薬物の影響下での犯罪行為の低減を同時に視野に入れる必要性があることから、その介入・支援をどこで、また実際には誰が行うのかについて、司法と医療の両領域を横断する形で政策と行政のレベルでの整合性が図られることも必要である。現状では、矯正施設退所者が入所利用可能な施設として、民間施設である更生保護施設 102 箇所があるのみで、2024 年 4 月 1 日現在の収容定員の総数は 2,399 名である。そのうち女性が利用可能な施設は女性専用 7 箇所と男女施設の 8 箇所、これらを合わせた定員は 150 名となっている。現在進められている地域生活定着促進事業が成果を上げるためには、それを担う「場 (機関・施設)」「人 (専門職)」の充実化が不可避である。

#### <引用文献>

Anderson J. E. (1972). Recognizing and reducing health risks in family practice. *Canadian family physician Medicine de famille canadien*, 18(8), 66–69.

EMCDDA (2023) Harm reduction :the current situation in Europe .*European Drug Report 2023*. ([https://www.emcdda.europa.eu/sites/default/files/pdf/31084\\_en.pdf](https://www.emcdda.europa.eu/sites/default/files/pdf/31084_en.pdf), 2023.10.10)

Des Jarlais, D. C., Friedman, S. R., & Hopkins, W. (1985). Risk reduction for the acquired immunodeficiency syndrome among intravenous drug users. *Annals of internal*

*medicine*, 103(5), 755–759.

Drummond, C., Edwards, G., Glanz, A., Glass, I., Jackson, P., Oppenheimer, E., Sheehan, M., Taylor, C., & Thom, B. (1987). Rethinking drug policies in the context of the acquired immunodeficiency syndrome. *Bulletin on narcotics*, 39(2), 29–35.

Hart, G., Woodward, N., & Carvell, A. (1989). Needle-exchange in central London: operating philosophy and communication strategies. *AIDS care*, 1(2), 125–134.

Huber C. (1994). Needle Park: what can we learn from the Zürich experience?. *Addiction* 89(5), 513–516.

Mangham C. (2001). Harm reduction and illegal drugs: the real debate. *Canadian journal of public health = Revue canadienne de sante publique*, 92(3), 204–205.

法務省「更生保護施設等」([https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo\\_hogo10-01.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo10-01.html), 2024.6.1)

山野尚美 (2024) 「精神保健福祉士養成カリキュラムにおける ハームリダクションの位置づけと教育の課題」『福祉社会研究』 24, 81-96

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 山野尚美	4. 巻 24
2. 論文標題 精神保健福祉士養成カリキュラムにおける ハームリダクションの位置づけと教育の課題	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 福祉社会研究	6. 最初と最後の頁 81-96
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 Naomi YAMANO
2. 発表標題 Reoffending prevention or relapse prevention? : Support program for ex-drug offenders at offenders rehabilitation facilities in Japan.
3. 学会等名 The Joint World Conference on Social Work, Education and Social Development 2018 (SWSO 2018) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Naomi Yamano
2. 発表標題 Medicalization of drug addiction in Japan: Impact on the families of drug user.
3. 学会等名 9th International Conference on Social Work in Health and Mental Health. (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------